

薬学部学生 各位

薬学部における成績評価に対する異議申立て制度について

薬学部長

I. 成績評価が、次の(1)、(2)、(3)に該当する場合には、「薬学部における成績評価に対する異議申立て制度」の対象となります。

ただし、学部規程第6条に定める試験の結果が仮不可となった後に行われる試験及び再試験を経て発表された成績評価に関しては、異議の申立ては認められませんので、注意してください。

(1) 成績の誤記入等、明らかに授業科目担当教員の誤りであると思われるもの。

(2) シラバス(授業案内)等により学生に周知している達成目標及び、成績評価の方法に照らして、明らかな誤りがあると思われるもの。

(3) 成績評価に関し、明らかに不適切または不公平な扱いがあると思われるもの。

※上記の(2)、(3)については、薬学部長が教務委員会等に諮り、妥当と認めたものに限ります。

II. 成績評価に対する異議申立て先、成績評価発表日、異議申立て受付期間及び結果通知は下記のとおりとします。

ただし、異議申立てを書面により提出する前に、事前に当該担当科目教員に申し出て、担当科目教員との間で話し合いを行ってください。この際、定期試験の解答用紙の提示を求めることができます。

それでもなお異議がある場合に限り、下記により異議申立てを行ってください。

※担当科目教員との話し合いを持つことが困難な場合は、その旨教務委員長に申し出ることができます。その場合は、医薬系学務課学部教務チームに相談してください。

1. 成績評価に対する異議申立て先

医薬系学務課学部教務チーム窓口

※成績評価に対する「成績異議申立書(様式)」は同窓口にあります。

2. 成績評価に対する異議申立て受付期間

当該授業科目の成績発表後、原則として2週間以内とします。

ただし、止むを得ない事情があると薬学部長が判断した場合は、この限りではありません。

3. 成績評価に対する異議申立ての結果通知

薬学部長は、薬学部教授会の審議結果に基づき、書面で回答するものとします。